

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 42(オ)208	原審裁判所名	福岡高等裁判所
事件名	共有権確認ならびに家屋明渡請求事件	原審事件番号	昭和 36(ネ)362
裁判年月日	昭和 42 年 8 月 25 日	原審裁判年月日	昭和 41 年 10 月 31 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 21 卷 7 号 1740 頁		

判示事項	貸主が数名あるときの家屋明渡請求権と不可分給付を求める権利
裁判要旨	使用貸借契約の終了を原因とする家屋明渡請求権は性質上の不可分給付を求める権利と解すべきであつて、貸主が数名あるときは、各貸主は総貸主のため家屋全部の明渡を請求することができる。

全 文
<p style="text-align: center;">主 文</p> <p>本件上告は、いずれも棄却する。 上告費用は上告人らの負担とする。</p> <p style="text-align: center;">理 由</p> <p>上告代理人青山政雄の上告理由第一および第二 1 2 について。 本件建物はもと D の所有であつたが、これを E が買い受け、同人が F に使用貸借により貸したものであり、E は F に対し、本件建物を売り渡す話をしてしたが、その死亡によりこの話は実現されなかつたとの原審のなした事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らして首肯できないものではない。原判決には所論の違法はない。論旨は採用できない。</p> <p>同第二 3 について。 被上告人らの上告人らに対する本件家屋の明渡請求は使用貸借契約の終了を原因とするものであることは原論文上明らかであるから、本件家屋の明渡を求める権利は債権的請求権であるが、性質上の不可分給付と見るべきものであるから、各明渡請求権者は、総明渡請求権者のため本件家屋全部の明渡を請求できると解すべきである。被上告人らに対し本件家屋全部の明渡を命じた原判決には所論の違法はない。論旨は採用できない。</p> <p>よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。</p> <p>(裁判長裁判官 奥野健一 裁判官 草鹿浅之介 裁判官 城戸芳彦 裁判官 石田和外 裁判官 色川幸太郎)</p>

※参考：判例タイムズ 211 号 150 頁、判例時報 496 号 34 頁